

IoTと改正個人情報保護法

弁護士・ひかり総合法律事務所

板倉陽一郎

改正個人情報保護法はIoTを想定していたか？

「個人情報の保護を図りつつ、パーソナルデータの利活用を促進することによる、新産業・新サービスの創出と国民の安全・安心の向上の実現及びマイナンバーの利用事務拡充のために所要の改正を行うもの」(改正法概要資料)

- 「…先ほどIoTというようなお話もありましたが、この情報を活用したより精緻な渋滞予測とか、あるいは天気情報の提供等、まさに国民生活全体の質の向上にも資するものであらうと考えております。…」(第189回国会衆議院内閣委員会第4号(平成27年5月8日)山口俊一国務大臣, 匿名加工情報の文脈)
- 「…IoT(Internet of Things)技術の発展は、パソコン等のIT専門機器以外の様々なモノがインターネットに対して接続される世の中を形成してきた。」(日置巴美・ジュリスト1489号30頁)

参考: 国立研究開発法人情報通信研究機構法及び特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する等の法律による改正後の特定通信・放送開発事業実施円滑化法(平成2年法律第35号)附則5条2項1号

- 「…インターネット・オブ・シングスの実現(インターネットに多様かつ多数の物が接続され、及びそれらの物から送信され、又はそれらの物に送信される大量の情報の円滑な流通が国民生活及び経済活動の基盤となる社会の実現をいう。)…」

IoTと改正個人情報保護法

1) 利用目的規制

- IoTで起きること
- 「公表」の仕方

2) 本人関与規定

- 家族等同居人の場合
- オープンスペースの場合

3) 認定個人情報保護団体の在り方

- 改正個人情報法における認定個人情報保護団体規制
- IoTと認定個人情報保護団体
- 電気通信分野における認定個人情報保護団体のあり方

1) 利用目的規制

個人情報保護法の規制

- できる限り特定(15条1項), 利用目的の達成に必要な範囲で取り扱い(16条1項), 利用目的を通知又は公表(18条1項), 改正法で変更なし

「公表」の仕方

- 「具体的にどのような方法によるかは個人情報取扱事業者の選択に委ねられるが、個人情報取扱事業者の事業内容や形態に応じて、利用目的を知りたいと考えた本人が常識的な努力の範囲内でそれを知ることができるような適切な方法によることが求められる」(園部編・2005年)

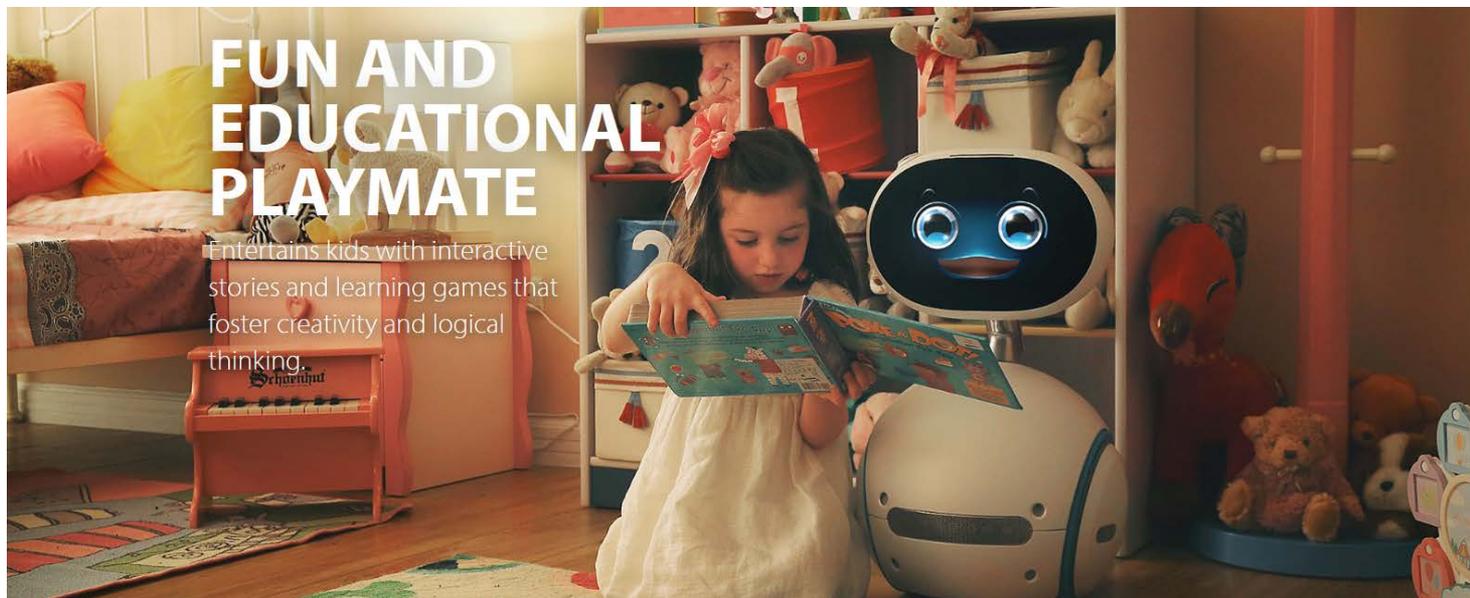
解決方法の方向性

- ①あるIoTサービスの提供主体が1社ないし数社に収斂し、本人による情報コントロールが容易になる
 - 政策的に誘導できない(誘導することは望ましくない)
- ②「個人情報を取得」していないといえる閾値の明確化(出来る部分で)
 - 「顔画像を一時的に取得して、すぐに廃棄する場合は、個人情報や個人識別可能情報(※)の取得と評価すべきかどうかについては、**見解が分かれる**。」(経済産業省「消費者向けサービスにおける通知と同意・選択のあり方検討WG報告書」(平成28年4月))
- ③「取得の状況からみて利用目的が明らかな」(18条4項3号)の拡大
 - 監視カメラによる窃盗防止からどこまで拡大できるか(社会通念の問題)
- プライバシー・バイデザインの配慮

Zenbo

YOUR SMART LITTLE COMPANION

Scroll to Future



FUN AND EDUCATIONAL PLAYMATE

Entertains kids with interactive stories and learning games that foster creativity and logical thinking.

台湾ASUS社
「Zenbo」ウェブサイトより

2) 本人関与規定(第三者提供における同意等)

改正個人情報保護法における新规定

- 外国にある第三者への提供(改正法24条, 委託を含む)
- トレーサビリティ義務(改正法25条・26条, 「個人データ」「当該個人データ」)

家族等同居人

- ①同居人らから契約者への同意に関する代理権授与を利用開始時に確認する
 - 番号利用法では世帯主自体が個人番号関係事務実施者という構成
- ②IoTがパーソナルデータを取得等している場合にはその旨を外形上把握できるようにする
 - 携帯電話において位置情報を提供する際の表示に類似
- いずれもプライバシー・バイデザインの配慮

オープンスペース

- 選択の余地を確保することが基本だが困難

3) 認定個人情報保護団体の在り方

委員会ガイドラインと各省ガイドラインの所管のズレ

- 「改正個人情報保護法(以下「改正法」という。)の全面施行時には監督権限が当委員会に一元化されることを踏まえ、これに向けて当委員会が、改正法第4条(国の責務)、第8条(地方公共団体「等」への支援)及び第51条(委員会の任務)に基づき、**全ての事業分野に適用される汎用的なガイドライン**(以下「委員会ガイドライン」という。)を策定し、告示として公表する。」
- 「現行の各省ガイドラインは、原則として委員会ガイドラインに一元化することとするが、その際は、事業分野の特性(当該事業において取り扱われる個人情報の性質及び利用方法等の特性を含む。)及び現行の各省ガイドラインの内容等を踏まえるとともに、事業者混乱が生じないように留意し、**個々に取扱いを検討する。**」(以上、「『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン』(仮称)の基本的な考え方等について」第4回個人情報保護委員会資料2-2)

事業者における適用関係の混乱

- 主務大臣制の際の、例えば経済産業分野ガイドラインと電気通信分野ガイドラインの区分と、委員会ガイドラインと電気通信分野ガイドラインの区分は質的に異なる(**電気通信分野ガイドラインは委員会ガイドラインの特別規定であるため、両方の解釈を確認しなければならない。**)

認定個人情報保護団体の指針のカバー範囲

- 「対象事業者の**個人情報等の適正な取扱いのために**」(改正法53条1項)作成する。委員会は「この節の規定の**施行に必要な限度において**」報告の徴収・命令が可能(改正法56～57条)

指針に従うインセンティブ、フォロー体制

- 認定個人情報保護団体の指針に従っていれば委員会ガイドラインと各省ガイドラインの区分によらずに事業が円滑に進められるという体制が望ましい。
- 認定個人情報保護団体の指針についての情報の提供(改正法47条1項2号)等



補足：海外のIoT関連事例を参照する際の注意点

欧州データ保護指令・一般データ保護規則

- 「個人データ」(Personal Data)の範囲は広いが、「取扱い」(Processing), 「ファイリングシステム」(Filing System), 「自動的処理」(the processing of personal data wholly or partly by automatic means)などの概念で絞られている可能性
- 「同意」は撤回可能であるとされており、「同意は無敵」ではない。

国際的文書の存在

- Opinion 8/2014 on the on Recent Developments on the Internet of Things, Adopted on 16 September 2014, WP223
- Mauritius Declaration on the Internet of Things, 36th International Conference – Mauritius, 2014